

〔別 紙〕
様式 1

事業報告書
(自 令和 6年 9月 1日 至 令和 7年 8月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 三宅脳神経外科医院
① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他
③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市若草町 3 番 2 1 号
- (3) 設立認可年月日 平成 1 1 年 8 月 2 6 日
- (4) 設立登記年月日 平成 1 1 年 9 月 8 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人三宅脳 神経外科医院	4 2 1 0 1 6 4 7 4 7	長崎県長崎市若草町 3 番 2 1 号	一般病床 3 床 療養病床 床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)
該当なし
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)
該当なし
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和 6 年 1 0 月 1 6 日 令和 5 年度第 2 5 期決算の決定
令和 7 年 8 月 3 1 日 令和 7 年度第 2 7 期の事業計画及び収支予算の決定
〃 令和 7 年度第 2 7 期の借入金額の最高限度額の決定

様式 3 - 2

法人名 医療法人 三宅脳神経外科医院

※医療法人整理番号 一 人 4 6 2

所在地 長崎市若草町 3 番 2 1 号

貸 借 対 照 表
(令和 7 年 8 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	99,858	I 流 動 負 債	37,401
II 固 定 資 産	61,069	II 固 定 負 債	80,265
1 有 形 固 定 資 産	11,795	負 債 合 計	117,666
2 無 形 固 定 資 産	525	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	48,749	科 目	金 額
III 繰 延 資 産	287	I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	33,548
		純 資 産 合 計	43,548
資 産 合 計	161,214	負債・純資産合計	161,214

法人名 医療法人 三宅脳神経外科医院
所在地 長崎市若草町 3 番 2 1 号

※医療法人整理番号 一 人 4 6 2

損 益 計 算 書
(自 令和 6 年 9 月 1 日 至 令和 7 年 8 月 31 日)

(単位：千円)

科 目		金 額
I 事業損益	1 事業収益	122,155
	2 事業費用	128,461
	事業損失	-6,306
II 事業外収益		2,186
III 事業外費用		1,007
	経常損失	-5,127
IV 特別利益		1,350
V 特別損失		1,213
	税引前当期純損失	-4,990
	法人税、住民税及び事業税	71
	当期純損失	-5,061

様式 2

法人名 医療法人 三宅脳神経外科医院
所在地 長崎県長崎市若草町 3 番 2 1 号

※医療法人整理番号 一 人 4 6 2

財 産 目 録
(令和 7年 8月31日現在)

1. 資 産 額	161,214 千円
2. 負 債 額	117,666 千円
3. 純 資 産 額	43,548 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	99,858
B 固 定 資 産	61,069
C 繰 延 資 産	287
C 資 産 合 計 (A + B)	161,214
D 負 債 合 計	117,666
E 純 資 産 (C - D)	43,548

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 三宅脳神経外科医院

理事長 三宅 仁志 殿

私は、医療法人 三宅脳神経外科医院 の令和6会計年度（令和6年9月1日から令和7年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和7年10月10日

医療法人 三宅脳神経外科医院

監事 三宅 純代

